

写

一関地区広域行政組合職員措置請求書
再監査請求



別紙

2024年1月16日

一関地区広域行政組合監査委員 御中

請求人 子ども達の未来と環境を守る会

代表

住所

電話

第1 はじめに

一関地区広域行政組合監査委員は、令和5年12月21日付で、請求人が令和5年11月21日付でした住民監査請求（以下、「本件請求」という。）が、個別的具体的な行為の特定がなされていないとして、請求要件を満たしていないと判断し、これを受理せず、却下するとした（以下、「本件判断」という）。

しかしながら、本件判断には明白な誤りがある。

第2 再監査請求の許容性

- 1 最判平成10年12月18日判例時報1663号87頁は、監査委員が適法な監査請求を誤って不適法であるとして却下した場合について、監査請求をした住民は、直ちに住民訴訟を提起することができるだけでなく、同一の事実を対象として再度の監査請求をすることもでき、そして、監査委員が再度の監査請求について却下した場合には、再度の却下通知を受けた日から30日以内に住民訴訟を提起することができるとしている（これとは別に、住民は、必要な補正をした上で同一事実を対象として、さらに監査請求をすることもできる。）。

- 2 なお、念のため述べると、最判昭和62年2月20日判例時報1228号66頁は、監査委員が監査請求について実体判断をした事例についてのものであり、本件とは関連がない。

第3 本件判断の誤り－特定の程度について

- 1 本件判断は、最判平成2年6月5日民集44巻4号719頁を引用し、本件請求が、個別的具体的な行為の特定がなされていないとしている。
- 2 しかしながら、大島義則 編著『実務解説 行政訴訟』（勁草書房、2020年）360頁以下にもあるとおり、監査請求対象となる支出が複数あり、ときに多数にわたる場合、住民監査請求書に、それら各支出の部署・支出年月日・支出金額等をすべて具体的に記載しなければならないとすると、住民が一般的に地方公共団体の財務会計行為について専門的知識を有するわけでないことからすると、厳格にすぎる場合がある。

そうしたことから、最判平成2年6月5日以降、特定は緩和される傾向にある。

- 3 最判平成16年11月25日民集58巻8号2297頁は、「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。」と判示した。同判例の事案について、佐賀県が複写機使用料の支払いに不正の疑いがあるとして調査した結果、平成5年度から同9年度までの同支出のうち、架空使用分の水増し支出が総額6億4,433万6,000円に上ることが判明したことを報

じた新聞記事を添付してなされた、平成5・6・8・9年度の佐賀県庁全体の複写機使用料に係る支出についての住民監査請求は、同県の調査でこれらの支出について個々に検討されたことから、同県監査委員において、監査請求対象を特定して認識できる程度に摘示されていたと判断した。

3 現に、本件判断においては、「2022（令和4）年度以降の用地測量・基本設計・生活環境影響調査等について、組合が損害を被ったと主張されているものと解され」とあるとおり、本件請求は、監査委員が認識することができる程度に摘示されているものといえるものであった。

4 以上のとおり、本件請求は、十分な特定がなされていたものである。

第4 本件判断の誤り－差止請求について

さらに、本件請求には、差止請求を求める点も含まれているところ、最判平成5年9月17日判時1473号38頁によれば、埋め立て事業に関して行われる一連の公金の支出について包括的整体的に差止めを求める請求について特定性を認めている。

本件判断には、こうした先例を看過した誤りがあるものである。

第5 今般の経緯について

1 ところで、特定に問題があると考えられる監査請求がなされた場合には、監査委員は、そのような監査請求を直ちに却下すべきではなく、事実の追加、訂正などによって補正可能なときは、補正の機会を与え、監査請求をできるだけ有効なものとするよう努めるべきであると指摘されている。

2 本件においては、本件請求後、監査事務局と連絡を取り合い、口頭審理の早期開催を求めていたが、監査委員が議会開催中のため早期に

対応できない旨の返答もあった中で、突然になされたものである。

そもそも、本件が特定に欠けところのないことは、前述のとおりであるが、この点をともかくとしても、本件経過は、監査委員の対応に疑念を抱かざるを得ないものである。再監査請求に対しては、真摯な対応をされるよう求める。

第6 結論

本再監査請求における請求の趣旨及び理由ならびに事実証明は、令和5年11月21日付の本件請求のとおりである（再度の提出が必要な場合には、その旨教示されたい）ので、速やかに実体判断されたい。

以上